

平成 2 0 年度
予 算 編 成 方 針

平 成 19 年 10 月
豊 見 城 市

平成20年度予算編成方針

平成19年10月24日

豊見城市長 金城 豊明

1. 国の動向と地方財政の状況

国は、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において、「基本方針2006」で示された歳出・歳入一体改革を確実に実現することとし、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」に則り、最大限の削減を行う方針を示した。

一方、地方財政を取り巻く環境としては、日本経済が、2002年以降、景気回復を続けていることから、引き続き、地方税の増加が期待できるものの、平成19年8月に総務省が示した「平成20年度の地方財政の課題」においても、「基本方針2006に基づき、国の歳出見直しと歩調を合わせて地方財政計画の歳出を見直し、地方財源不足の圧縮に努めつつ、地方公共団体の安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。」と示されていることから、地方財政は、これまで同様、財政健全化の努力が求められていくこととなる。

2. 本市の財政状況

本市の一般会計予算は、平成19年度には2年連続で前年度を上回り、過去最大の170億1,163万円となった。しかし、これは本市の財政状況が良好な状態に転じたことを示しているものではない。歳出では、扶助費や学校建設事業費などが確実に増加した一方、歳入では、一般財源総額で必要な増額を確保できないため、更なる基金の取り崩しにより補ったものである。

また、決算統計から収支を見ても、実質的な赤字・黒字要因を加味した実質単年度収支が、平成17年度は238,027千円の赤字、平成18年度は41,471千円の赤字と2年連続の赤字となっていて、体力以上の歳出が続いていることが明らかとなっている（平成18年度は旧庁舎敷地の県道拡幅に係る買収により173,505千円の臨時的な収入があり、赤字額が減となった）。

本市の平成20年度の予算編成の見通しとしては、景気の持続的な回復に伴い市税の堅調な増収が見込まれるものの、少子・高齢化や医療制度改正などに伴う社会保障関係費、順次実施する学校教育施設整備など、市として避けて通ることのできない事業に係る歳出の増が見込まれることから、これらの旺盛な行政需要に対応するためにも、将来を見据えた堅実で節度ある財政運営が求められる。

3. 平成20年度予算編成の基本方針

国、地方を通じて更なる財政健全化が進められる状況の下で、平成20年度の予算編成では、経常的経費については、徹底したコスト意識を持って再構築に取り組み、各種経費の削減を図ることを基本とし、また、政策的経費については、諸事業の峻別・優先づけを行った「第8回実施計画」（平成20年度～平成22年度）の範囲内で、市民満足を高めるための財源の重点的・効率的な配分に努める等創意工夫による事業展開を図ることを基本として、将来を見据えた堅実で節度ある財政運営を目指す。

また、予算編成の手法については、引き続き「枠配分方式」を行い、各所管部の主体性の確保と予算執行の効率化を目指す。なお、平成20年度の予算見積要求にあたっては、下記により全ての事務事業について、社会経済情勢や行政の果たすべき役割の変化に応じた積極的な見直しを行った上で事業費を見積ること。

記

各部においては、所管に係る施策・重点項目・事業推進の方針等、予算編成の基本的考え方を整理するとともに、次の各項目に掲げた事項について留意し、予算の見積要求にあたっての具体的方策を明らかにすること。

(1) 徹底したコスト削減

- ① 厳しい財政状況の中で、市民の理解と信頼を得るためには、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、効率的で効果的な行財政運営に取り組み、一般家庭や民間企業における経費節減に見習い、徹底したコスト削減を図ること。
- ② 将来に渡って収支の均衡を保つよう財政の健全化に配慮し、経費の徹底した節減合理化と事務事業の見直しを図り、なお一層のコスト削減の意識をもって事業費を見積ること。
- ③ 職員配置（嘱託職員・臨時職員等含む）についても、簡素で効率的な体制を早期に構築するため、徹底した見直しを行うこと。

(2) 積極的な財源確保

- ① 市税や国民健康保険税、各種使用料等の収納率の向上対策を図ること。
- ② 使用料・手数料については、受益者負担の適正化に努め、他の市民との公平を欠くことのないよう、サービスに見合った負担となるよう見直しを図ること。
なお、必要に応じて、早急な条例改正等も視野に入れた対応をすること。
- ③ 国基準や県内市町村に比べて、受益者負担の低いものについては、早急に適正な料金に見直すこと。
- ④ 土地利用の見直しや企業誘致活動等を引き続き推進し、将来の財源確保に向けた取組みに努めること。

(3) 補助事業について

- ① 補助事業については、中長期的視点に立った施策の展開が必要であり、事業の必要性、緊急性、効果等を十分勘案し、「第8回実施計画」に基づき見積もること。
- ② 「三位一体の改革」等による地方分権によって税源移譲があった場合、移譲財源の範囲内で事務を行うこと。
- ③ 補助事業において、制度上の基準や徴収すべき個人負担等が定められている場合に、この基準を超過して市独自に上乘せしているものは、漫然と継続するのではなく、昨今の状況下で真に必要性があるか十分に検証した上で見積もること。
- ④ 国・県において、制度の廃止や縮小が行われた場合は、原則として本市においても同様とし、安易に単独事業として継続させないこと。
- ⑤ 市単独で実施している事業において、補助事業への振替が可能なメニューを積極的に導入し財源確保に努めること。

(4) 補助金等の見直し

- ① 国と地方は、財政再建に向けて歳出削減に努めている。とりわけ、本市では徹底した歳出見直しを進め、一方ならぬ努力を重ねてきたところである。補助金の交付を受ける各種団体等についても、本市同様、一層の自助努力を求めるものとし、市が単独で行う各種補助金については、予算概算見積要領のとおり削減するものとする。
- ② 原則として新たな補助金は認めないが、やむを得ず新設の必要がある場合は、スクラップ&ビルドで対応すること。
- ③ 公共的団体への業務委託や運営費補助等については、当該団体の組織、職員定数や業務の執行について徹底した合理化・効率化を求め、コスト削減を図るとともに、企業理念の徹底により経営の改善を図るよう求めること。

(5) 行政改革の推進について

- ① 平成16年4月に策定した第3次行政改革に基づき、あらゆる分野の経費節減に最大限の努力を払い、多様化する行政需要に応えられるように努めること。
- ② 事業評価に基づき、目的と成果を明確にした上で事業の在り方や方向性について点検を行う等、全ての事業見直しについて積極的に取り組むこと。
- ③ 各種ボランティア、NPO（民間非営利組織）団体との連携を含めた公・民の適切な役割分担の推進や指定管理者制度の導入等、事業手法について十分な検討を行うこと。

(6) 特別会計の健全化について

特別会計については、それぞれの設置目的等を再確認のうえ、「独立採算の原則」を十分認識し、健全経営の観点から事務事業の合理化、効率化に努め、受益者負担の適正化を図り、公平な費用負担を確保し、健全経営に努めること。

一般会計からの繰出金については、一般会計が負担しなければならない経費以外の負担は大

変厳しい状況にあり、財源不足を安易に一般会計に依存することのないよう実態の把握に努め、一般会計に準じて予算編成を行い、歳出経費の削減に努めること。

(7) 事業の見直し

- ① 事業については、前例や慣例にとらわれた「現状維持の行政」ではなく、常に市民の視点で事業効果を検証し、必要性・緊急性・費用対効果の観点から見直しを行うこと。
- ② 新規事業及び既存の事業は、次の項目により総点検を行い見直しを図ること。
 - ア 市民は必要としているか。
 - イ 行政が行わなければならないものか。
 - ウ 国、県、市、民間のいずれが担うべきか。
 - エ 民間に任せることはできないか。
 - オ 事業を導入、継続した場合、どの程度の効率性を上げることができるか。
 - カ 厳しい財政状況の中で賄うべきものか。

(8) 国の地方財政措置等への対応

国の予算及び地方財政計画等が未確定であるため、平成20年度予算編成は現行制度を前提に編成することとなるが、予算見積もりにあたっては、国・県の動向に細心の注意を払い、方針が明らかにされているものは可能な限り当初予算に反映させること。

特に、国・県の新たな制度や事業、補助制度廃止等で一般財源が新たに必要になる場合は、当初予算に反映できるよう情報収集に努め対応すること。